

山梨県障害者施策推進協議会運営要綱の改正について（案）

1. 趣旨

山梨県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）においては、書面により委員の意見を徴して議決を行うことができる旨の規定を設けていないが、感染症のまん延等により会議の開催が困難になる場合などがあることを想定し、協議会の書面による議決等（以下「書面議決」という。）が可能となるよう、山梨県障害者施策推進協議会運営要綱を改正することとする。

2. 運営要綱の内容について

別添のとおり。※第 2 条の 2 を追加

3. 書面議決の方法について

- ① 会長が書面議決の可否を判断
- ② 事務局から各委員に対し、書面議決を行う旨の連絡を行うとともに、返信期日を設定の上、書面議決に必要な資料及び書面議決を行うための様式を送付（郵送、電子メール、FAX 等のいずれかの方法による）
- ③ 期日内に委員から②の様式を返信
- ④ 事務局は委員から返信のあった議事の賛否等を整理し、その結果を会長に報告した上で、委員に対して通知。
- ⑤ 事務局は議事要旨等を公表

4. 報酬の取り扱いについて

書面議決を行う場合においては、山梨県附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬を支払うこととする。

5. 適用について

令和 2 年度第 1 回協議会において決定後、当該協議会から適用する。

山梨県障害者施策推進協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき山梨県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会の開催等)

第2条 協議会は、会長が必要と認める時期に開催する。

- 2 委員は、やむ得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 前項の代理者は、委員とみなす。
- 4 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面による議事又は議決)

第2条の2 会長は、必要に応じ、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決とすることができる。

(幹 事)

第3条 協議会に、幹事を若干名置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(幹事会)

第4条 幹事会は、会長が招集する。

- 2 第2条中第2項は、幹事会に準用する。

(常任幹事)

第5条 常任幹事は、福祉保健部障害福祉課長とする。

- 2 常任幹事は、会長の命を受け協議会の事務の連絡調整を図るものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課におき庶務を処理する。

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日（議決日）から施行し、令和2年度第1回山梨県障害者施策推進協議会から適用する。

山梨県障害者施策推進協議会運営要綱新旧対照表

新	旧
<p>(協議会の開催等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p><u>(書面による議事又は議決)</u></p> <p>第 2 条の 2 会長は、必要に応じ、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決とすることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 年 月 日(議決日)から施行し、令和 2 年度第 1 回山梨県障害者施策推進協議会から適用する。</u></p>	<p>(協議会の開催等)</p> <p>第 2 条 略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>